



一般社団法人

日本リユース業協会

Japan Reuse Affairs Association

2023年10月20日（金）

関係者各位

一般社団法人 日本リユース業協会
代表理事 石原卓児

当協会における出張買取に関する遵守事項について

我々一般社団法人 日本リユース業協会は、リユース業界全体が透明性の高い健全なる発展を通じて、持続可能な循環型社会の形成に貢献することを理念に掲げ、かねてよりリユース業の認知向上および健全なビジネス環境の発展に資するべく活動しております。

今般、出張買取のサービスを導入している企業が増えていく中で、その利便性を悪用し、法令や社会通念を逸脱する行為を働く業者の存在が多数確認されております（出張買取とは、買取業者の従業員等が消費者様のご自宅に訪問し、その場で売りたい物品等を査定し、買い取るサービスのことをいいます）。

このような一部の悪質業者の存在により、消費者様へはもちろん出張買取を適正に実施している各企業へも大きな損害を生じさせることとなり、ひいてはリユース業界全体の信頼を損ねる事態となってしまうことは想像に難くありません。

そこで当協会は「出張買取に関する遵守事項」を策定し、協会参画企業はこれらの遵守により出張買取の透明性ならびに信頼性を担保することといたします。

下記がその遵守事項となります。

【出張買取に関する遵守事項】

出張買取の定義:事業者がお客様の自宅等に訪問して、その場で物品を査定し、現金又は後日振込にて買取する取引(商品を一度預かって査定を行う「預かり査定」は含まれない)。

1 飛び込み勧誘(不招請勧誘)の禁止

- ・お客様から出張査定・買取の申込を受けた場合に限り、実施する。
- ・出張先においてお客様から査定・買取の依頼を受けた場合に限り、実施する。

2 事業者の名称・訪問目的等の明示

- ・会社概要が記載されたパンフレット、査定員の名刺、行商従業者証等を提示するなど、事業者の名称、訪問目的等(売買契約の締結について勧誘する目的である旨、当該勧誘にかかる物品の種類)を明示する。



一般社団法人

日本リユース業協会

Japan Reuse Affairs Association

3 再勧誘・迷惑勧誘の禁止

- ・お客様から売却を断られた場合は、再度の勧誘は行わない。
- ・お客様を威迫し、困惑させるような言動、事実不告知・不実告知は行わない。

4 書面の交付

- ・契約締結の際には、法定書面(契約書、クーリング・オフの書面)の控えを書面(消費者の承諾がある場合は電子も含む)にてお渡しする。

5 クーリング・オフ

- ・買い取った商品は書面交付日から8日間保管し、クーリング・オフの申出があった場合はすみやかに返還する。

なお、適用除外物品(特定商取引に関する法律施行令第34条で規定する物品の具体例)に関する出張買取の場合は、古物営業法に基づき、行商従事者証の提示(お客様から求められた場合)、お客様の本人確認、書面の交付(クーリング・オフに関する記載のないもの)を行う。また、適用除外(特商法58条の17)態様に該当する場合は、上記1～4(但し、「4.書面の交付」は、クーリング・オフに関する記載のないものを交付)を行う。

当団体はこれからもリユース業界の透明性の高い健全なる発展のため、また安心してサービスを利用できるように消費者を守るため、協会として社会的責任を果たすべく尽力してまいります。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 日本リユース業協会 担当：岩崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-12 虎ノ門水野ビル5F

TEL : 03-6435-6035 URL: <https://www.re-use.jp/> メール : info@re-use.jp